

## 生駒市規則第37号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年12月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「又は住所」を「、住所若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）」に改め、「場合」の次に「又は新たに個人番号の通知を受けた場合」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。